

「マレック病（マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン	682,000	324,300			凍結ワクチン 15 乾燥ワクチン 12	凍結ワクチン 2 乾燥ワクチン 2	に、を
「狂犬病組織培養不活化ワクチン	285,000	20,300		13		2	に、を
「狂犬病組織培養不活化ワクチン	285,000	20,300	47	13		5 mL 未満の場合 5 5 mL 以上 20 mL 未満の場合 2	に、を
「ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（不活化マイコバクテリウム・フレイ菌体吸収剤）	73,800	0	6			2	に、を
「ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（不活化マイコバクテリウム・フレイ菌体吸収剤）	73,800	0	6			2	に、を
「ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（予備的検出用）	55,900	0	2			2	に、を
「トキソプラズマ病診断用蛍光抗体	59,000	0	16			5	に、を
「トキソプラズマ病診断用蛍光抗体	59,000	0	16			5	に、を
「A 型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット	27,000	0	2			2	に、を

改める。

○農林水産省告示第百五十八号
動物医薬品検査所標準検査設備規程（昭和四十五年五月一日農林水産省令第百五十八号）の 1 部を次のように改出し、公布の日から施行する。

平成二十年六月六日		農林水産大臣臨時代理 国務大臣 冬柴 鐵三	
別表第 1	「鶏伝染性喉頭気管炎ウイルス N S 175 株	1 アンプル	
5,100 円	を「鶏伝染性喉頭気管炎ウイルス N S 175 株	1 アンプル	
5,100 円	「ニューカッスル病診断用赤血球凝集抗原参照抗原及び参照陽性血清	1 組	
11,000 円	に改める。		

○農林水産省告示第百五十八号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、昭和二十六年二月十七日農林水産省令第百五十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）の 1 部を次のように改出する。

平成二十年六月六日	農林水産大臣臨時代理 国務大臣 冬柴 鐵三
-----------	--------------------------

第一号を次のように改める。

一 馬鈴しよ（次に掲げるものであつて、あらかじめ、別記様式により植物防疫官に届け出たものを除く。）

（一）昭和二十六年二月十七日農林水産省令第百五十九号（種馬鈴しよ検査規程）第三条に規定する有畜動物及び有畜植物のすべてを除去した上で行われる組織培養による馬鈴しよの母本の作成の用に供されるもの

（二）（一）により作成された馬鈴しよの母本（譲渡又は譲渡を委託する場合にあつては、（一）の作成後初めて譲渡されるものに限る。）

（三）独立行政法人種苗管理センターに譲渡され、その業務の用に供されるもの

（四）都道府県の試験研究機関、農林水産省が所管する独立行政法人又は都道府県が設立した地方独立行政法人に譲渡され、その試験研究の用に供されるもの

（五）植物防疫所若しくは那覇植物防疫事務所又は病害虫防除所に譲渡され、これらの機関が行つた検査、防除、調査又は研究の用に供されるもの

（六）植物防疫法第八条の規定による検査に合格し、植物防疫官によりその旨の証明を受けたもの

以上の次に次の別記様式を加える。

別記様式

種馬鈴しよ（譲渡・移出）届出書

植物防疫法第十三条第一項の指定種苗の対象から除外される種馬鈴しよの（譲渡・移出）について、下記のとおり届け出ます。

住 所

申請者

氏 名

年 月 日

・・・・・・植物防疫所（・・・・・・支所又は出張所）植物防疫官殿

記

1．譲渡又は移出先の名称及び住所

2．譲渡又は移出される種馬鈴しよに係る利用目的又は契約内容

譲渡又は移出の具体的な内容					
3．譲渡又は移出予定時期					
4．譲渡又は移出予定馬鈴しよ					
品種名					
形態					
数量					

注 1：形態の欄には、塊茎、種子又は植物体のいずれかを記入する。

注 2：数量の欄には、kg、個数又は本数のいずれかを記入する。

備考：氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。